

理事の選挙に関する規則

1993年4月18日制定
1995年4月1日改正
1997年1月21日改正
1998年10月20日改正
1998年12月15日改正
1999年3月10日改正
2003年1月21日改正
2006年4月12日改正
2013年4月16日改定
2015年6月27日改定
2015年9月15日改定
2015年10月20日改定

(目的)

第1条 この規則は、クアラルンプール日本人会(以下、クラブと称する)の会則第8条2項に基づき、理事の選挙に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 理事会は選挙管理委員会を設置するものとする。

2. 選挙管理委員会は、総務担当理事、監事各1名、理事を除く個人会員2名及び、事務局長・事務局職員の中からの1名によって構成され、理事会が任命する。
3. 委員会は互選により選挙管理委員長候補を選定し、理事会がこれを承認するものとするが、理事は委員長に就任する事は出来ない。
4. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を招集し、且つその議長をつとめるものとする。
5. 選挙管理委員会は本規則に従い選挙を実施し、且つ管理する。また次の事項及びその他選挙に関して必要な事項を決定する。
 - (1) 選挙実施に関する日程及び時間割編成
 - (2) 選挙実施に関する電子的手段を含んだ諸文書様式
 - (3) 投票及び開票の場所や方法
 - (4) この規則に定めるものの他、選挙の施行に関する手続き等
6. 選挙管理委員会は、投票の秘密を守り、公正選挙のためにあらゆる方法と注意を払わなければならない。

(選挙の実施時期)

第3条 理事の選挙は、毎決算期末以降3ヶ月以内で開催される年次総会の以前に実施されるものとする。

(告示)

第4条 理事の選挙に関する告示は、選挙管理委員会が投票締切日の少なくとも28日以前に行うものとする。

2. 告示は、推薦候補の受付期間、投票締切日、投票の場所及び時間を明示して、クラブの掲示板やホームページに掲示し、且つ郵送や電子メールなどにより、選挙権を有する全会員に通知するものとする。

(選挙権)

第5条 選挙告示日前日にクラブに在籍する個人会員及び法人会員登録名義人が各1票の選挙権を有するものとする。但し、過去1年以内にクラブ会則6条(e)及び日本人会会員等の債務未納者に対する措置に基づき会員資格を停止された会員はその選挙権を有しない。

(選出理事定数)

第6条 選出理事の定数はクラブ会則第8条1項(c)に基づき、個人会員から4名及び法人会員登録名義人から11名とするものとする。

(被選挙権者)

第7条 告示日前日にクラブに在籍する会員で本規則第8条4項に規定する推薦候補者名簿に記載された個人会員及び法人会員登録名義人とする。

2. 法人会員登録名義人は、個人会員から選出する理事の被選挙権者にはなれないものとする。
3. 過去にクラブの会則、或いは関連規則に違反して理事或いは理事会の忠告や注意を受けた会員、裁判所の破産宣告を受けた会員などは被選挙権者の資格を有せず、第8条に規定する選出理事候補者となることは出来ない。
4. 個人会員から選出する理事の被選挙権者は、告示日前日時点でのクラブ在籍期間が1年以上経過していなければならない。

(候補者の推薦手続き)

第8条 選挙管理委員会は、告示日以降2週間、個人会員及び法人会員登録名義人がクラブの会則第8条1項(c)に基づく個人会員及び法人会員登録名義人の中から推薦する選出理事候補者の申請を受け付けるものとする。

2. 告示日前日時点でクラブ在籍期間が6ヶ月以上経過した個人会員、及び告示日前日時点で法人会員登録名義人であった会員は、他の1名の個人会員及び法人会員登録名義人を候補者として推薦する権利を有するものとする。
3. 推薦候補者の受付は、所定の用紙により行うものとする。
4. 選挙管理委員会は推薦候補者の受付終了後、2名以上の法人会員登録名義人又は個人会員からの推薦があった法人会員登録名義人、及び3名以上の法人会員登録

名義人又は個人会員からの推薦があった個人会員につき、それぞれの被推薦者の推薦受諾を確認後、推薦の受諾をした被推薦者の氏名、会員番号を記載した推薦候補者名簿を作成し、クラブの掲示板やホームページに掲示し、且つ郵送や電子メールなどにより、選挙権を有する全会員にこれを通知するものとする。

（選挙の方法）

第9条 選挙は無記名投票とし、指定された投票場へ郵送または持参、あるいはインターネット等を利用した電子投票手段のいずれか、またはその組み合わせの方法を選挙管理委員会が決定するものとする。但し、郵送による投票は投票締切時刻以前に配達されたもののみ、電子投票手段による投票は投票締切時刻以前に受け付けたもののみを有効とするものとする。

2. 選挙は、選挙管理委員会が準備した所定の投票用紙または電子投票手段を用いて行うものとするものとする。
3. 選挙管理委員会は、第8条の推薦候補者が確定次第、遅滞なく選挙権者へ投票用紙を送付、または他の方法で受渡しをするか、電子投票手段を提供するものとする。
4. 投票は投票用紙に〇印を付すことによって行うものとする。電子投票手段もそれに準ずる。

（開票）

第10条 開票は、投票締切日の翌日、選挙管理委員会が行うものとする。

（投票の効力）

第11条 次の投票は無効とする。

- ①所定の投票用紙を用いていないもの。
- ②投票用紙に記入された事項が明確でないもの。
- ③その他の理由で、選挙管理委員会が無効と判定するもの。

（当選者）

第12条 有効投票による得票数の多い候補者から順次理事定数までの候補者を当選者とするものとする。

2. 当選者を定めるにあたり、得票が同点になった場合、選挙管理委員会は同点得票者の出席を求め抽選で当選者を決定するものとする。
3. 当選者が何らかの事由で第一回暫定理事会開催以前に理事就任が不可能となった場合の補充方法は下記の通りとする。
 - ①個人会員より選出された理事については第14条の規定により、公表された次点者の中から得票数の多い順に当選者とする。次点者がいない場合は欠員とする。

②法人会員の登録名義人から選出された理事についても①と同様とする。

（無投票当選）

第13条 第8条の手続きに基づく推薦のあった候補者数が、推薦受付期日までに選出理事定数に満たない場合は、選挙管理委員長の判断により、推薦受付期間の延長を行うことができるものとする。

2. 推薦受付締切時点で推薦候補者数が、クラブ会則第8条1項(c)に定める定数に一致した時は、全員当選したものと見做し、投票は行わないものとする。

（当選者の発表）

第14条 選挙管理委員会は、開票後速やかに選挙結果、当選者及びそれに次ぐ得票者若干名の氏名の発表を行い、更に第12条、3項に規定する作業があった場合は、その作業が終了した後に、理事就任確定者の氏名の発表を行うものとする。

2. 当選者の発表は、第1回暫定理事会の席上、年次総会、クラブハウス内やホームページへの掲示、及びクラブのニュースレターへの掲載などによって行うものとする。
3. 選挙権者及び被選挙権者は、推薦と選挙の結果について選挙管理委員会が集計した被推薦人、被選挙人の得票数に関する文書を閲覧する権利を有するものとする。閲覧して知り得た内容に関し、閲覧者は機密保持の義務を負う。

（選挙事務の処理）

第15条 理事の選挙に関する庶務事項は、クラブ事務局が処理するものとする。

（規則の改正）

第16条 この規則を改正する場合には理事会の決議によるものとする。

第17条 本規則の改正は理事会の決議によるものとし、改正点はクラブ施設内やホームページでの掲示、クラブの会報などにより会員に周知させなければならない。

付則 この規則は2006年4月12日から施行する。